

第2予算審査特別委員会（第2日目）

H30.3.16（金）10：00～

第 一 委 員 会 室

開 会 9：59

委員長 おはようございます。ただいまから第2予算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 ただいまの出席委員は9名でございます。

これより本日の会議を開きます。

議案第7号 平成30年度滝川市下水道事業会計予算

委員長 議案第7号 平成30年度滝川市下水道事業会計予算について説明を求めます。

山崎部次長 （議案第7号を説明する。）

尾崎課長 （議案第7号の詳細を説明する。）

委員長 説明が終わりました。

関 藤 これより関連議案第9号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。
それではまず、394ページの1款2項の営業外収益についてですが、ここで985万4,000円の福祉料金等補てん分というのがありますが、ここで福祉料金に関しては、多分生活保護受給者、70歳以上の非課税者、ひとり親家庭の非課税の3通りに区分されているのかなと思うのですが、多分5年ほど前に母子世帯からひとり親世帯に時代に合わせて改正されているのではないかと思います。まずこの福祉料金分というのがこの3つの枠に区分されている理由がちょっとわからないので、そこを説明していただきたいのと、例えば保育料金の場合だと第2子が半額で、第3子が無料とか多子世帯減免とか、また医療費については例えば75歳以上は1割負担というのがあって、また障がい者等についても自動車税などの減免がされていますが、水道料金はないのが現状なのかと思うのですが、そこら辺のことをお聞きしたい。福祉料金については今後多分6月議会に改正案が出されると思うのですが、時代に合わせてそこら辺の福祉料金の補填分に対する考え方をお聞きしたいというのが1点。

もう一点が396ページの業務費の事務委託交付金、水道企業団への検針等業務等について、ここの部分で4,100万円というのが出ているが、多分前年度から比べると250万円程度が減少していると思うのですが、その減少した理由。それから検針については一部が2カ月に1回になったということですが、これが全面的に2カ月に1回の検針に変わるのはいつぐらいの時期なのか、そしてそうなった場合は、またさらにここから委託料というのは減少していくのかということについて、この2点お尋ねします。

水田係長 私からは、業務費の事務委託交付金の4,100万円減額になった理由でございますけれども、こちらは平成29年度、企業団のほうでシステムの更新費用が発生しまして、それは29年度だけとなっております。その分で平成30年度は減額になっています。

それと、検針の2カ月に1回ということですが、こちらは企業団のほうに下水道としては委託しておりますので、企業団の状況に合わせながらということになりますので、もし2カ月に1回となりましたら金銭的なものは減少するかと思います。

関 藤 どの程度減額になるのかはまだわからないのでしょうか。

水田係長 今現在はちょっとわからないです。

減免の関係、こちらは下水道条例の第38条に規定されてあります生活保護世帯、70歳以上の単身者、規則に定める要件に該当する者及び母子及び父子家庭に関する寡婦福祉法に定められている方たちが該当するというのが現状でございます。今後について動きがあるのであれば、そちらもそれによって検討していくことになるかと思います。

関 藤

福祉料金に関しては、規定にのっとってというようなことだと思うのですが、例えば水をたくさん使う家庭もあれば、一般質問でもさせていただいた多子世帯は特に水を使ったりするということから考えて、さらなる減免措置に対しての対象枠を広げていくというような考え方はないのかお尋ねします。

尾崎課長

福祉料金につきましては保健福祉部が所管しておりまして、子育て世代へのいろいろな考え方、そういう見直しにつきましては福祉行政で議論されるべきと考えております。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

館 内

379ページから381ページの下水道全体のことでお聞きします。

一般会計からの繰り入れは、平成30年度の下水道事業会計予算実施計画の収益的收入及び収益的支出では、公共下水道事業収益的収支の営業収支として雨水用が2億562万9,000円で、営業外収益で他会計負担金が319万2,000円、他会計補助金が1,437万9,000円で、381ページの建設事業費にかかわる資本的收入では出資金が3億1,957万2,000円、個別排水処理施設資本的收入で282万1,000円となっていますが、以上の合計額が5億6,804万7,000円。年度が違うので、参考なのですが、これに対して平成29年度の交付税の算定台帳では基準財政需要額が5億9,421万6,000円となっている。質疑の1点目は、基準財政需要額100パーセントが繰り入れられているのか。2点目は、このルールはどのようになっているのか。3点目は、年度末の考え方と年度末や決算時に調整するのかということ。

次に、395ページの公共下水道事業費ですが、滝川市下水道経営戦略は、平成29年度から38年度まで10年間として戸別排水処理施設事業については策定済みなのですが、公共下水道の経営戦略は①いつ出されるのか、②何年度からのものか、③仮に30年度からのものとすれば素案など議案に示されるのが遅いのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

水田係長

まず、1つ目の基準財政需要額100パーセントが繰り入れられているのかということでございますけれども、こちらはそのとおりでございます。

2点目、どのようなルールかといいますと、こちらは交付税の下水道費に係る分を繰り入れしているものでございます。

3点目、交付税はまだ30年度は確定していません。平成30年7月ごろに交付税額が確定しますので、確定した額をそのまま繰り入れしているということです。続きまして、経営戦略の関係ですが、①いつ出されるのかということですが、32年度までに経営戦略を策定することになっていますので、32年度までには作成します。

②については、何年度からのものかということでございますけれども、10年を基本的につくるということなので、作成から10年を予定しています。

③、策定期限までには策定する考えでございます。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

井 上

395ページ、先ほどの説明を聞いていたら、管渠費のアスベストの除去という言

葉が出た。アスベストの問題についてはずっと各課でそれぞれあったと思うのですが、この予算はどこに入っているのかよくわからない。今になってこういう形で、説明だけ聞いたのだけれども、もう少し詳しくここに至った経過、現状、今後も続くのか、これに対する財源的なものの補填とかそういうものがあるのか、そのところについて聞いておきます。

尾崎課長

場所につきましては、今使用しておりませんが中島町の下水道終末処理場の管理棟の一部でございます。アスベストの撤去につきましては、非常に財政的に厳しいということで、このたび交付金がいただけることになりましたので、今回計上させていただいております。使っていない終末処理場でございますので、今までもきちっと施錠と、あとは入れないように封鎖をしています。アスベストの除去、撤去が終わりましたら、また同じような管理で人が入らないような形で厳重に管理していきます。

井 上

そうしたら、衛生センターのほうなのですね。私は別のほうかと思って聞いたのですが、金額的にはどこの項目、節になっているのか、それも含めてもう一回お願いします。

尾崎課長

支出のほうでいきますと、収益的収入及び支出の公共下水道の1款1項1目管渠費の中の工事請負費の3,750万円ということで計上しておりますけれども、その中に今回の撤去工事は入っております。金額につきましては、2,000万円を予定しております。

井 上

これは、そうすると一部事務組合との関連は出てくるのですか。

尾崎課長

本終末処理場につきましては、滝川市単独で施設を整備したものでございますので、一部事務組合との関係はありません。滝川市独自の処理場でございます。

山崎部次長

今の処理場のことにしましてつけ加えさせていただきます。もともと滝川市が単独で下水道事業をやっていたときの処理場でございます。今は流域下水道のほうにのっかっておりまして、その処理場が北海道のほうの流域下水道に切りかわっておりますので、その現状でいきますと先ほども言いましたように使われていない過去に滝川市単独の整備をした処理場というところでございます。あと、その部分につきましては、要は管理棟の上屋の一部にアスベストの吹きつけがございまして、従前からしっかり囲い込みをしながら人が入らないような形で管理をしておりました。今回環境系の交付金がいただけるということで、30年度にアスベストの撤去を優先して実施していきたいということで予算組みをしております。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

副委員長

先ほど関藤委員のほうから検針料の業務委託の関係で質疑ありましたが、これは1万8,800戸ということでしょうか。それと、もう一つは、検針料の単価はどのようになっているのか。ただ単純に割り返せばいいのかを伺いたいと思います。

水田係長

件数としては、予算でありますけれども、この戸数でいいと思います。

検針料の単価なのですが、済みません、こちら企業団のほうでやっておりますので、こちらでは把握していない状況でございます。

副委員長

下水道と水道って連動するのだらうと思いますが、単価がわからないで支出しているというのはちょっと理解できないのですが、積算根拠ありますよね。

水田係長

済みません。単価はわからないのですが、総額的なものであれば委託料の検針分としては1,387万9,000円ということで、企業団のほうからの収入にな

副委員長
水田係長
副委員長
水田係長

あとの残りはどのようにになっているのだろう。領収書発行分。
それ以外でも、検針委託料だけではありませんので、人件費とかそういうものを案分しておりまして、営業所分とか本体分とか、水道と下水道でまた案分などしております。そういう形になっていますので、具体的な金額というのは、わかりません。

委員長

委員長

再 開 10:38

議案第6号 平成30年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

山崎部次長

委員長

井 上

高橋主査

井 上

高橋主査

それと、地権者のほうにも、もしかしたら延伸になる可能性もあるということ

で合意というか、その辺もご理解はいただいておりますので、地権者のほうにつきましては昨年の12月に、もしかしたら事業がおくれるかもしれないということをお話しさせていただいて、ご理解をいただいております。

井 上

私は土地区画整理事業を実際にやってきたものだから、この制度の中身はよくわかっているのです。それで、そんな不確定なことなのか。11件も関係者がいて、やっぱりそれなりに予定もあるだろうし、どうなるかわかりませんというようなことでは、この事業が大きな道路改良に伴う、また滝川市の交通体系を考える上で大変大きな位置を占めているということで我々了解というか、賛成してきたのだが、部長、そこのところ説明してください。

高瀬部長

本件は、この事業を立ち上げるときからいろいろ必要性という部分で、議会の皆様に議論をしていただいた経過がございます。非常に交通体系としては重要な幹線だということで、それを進めるためには土地区画整理という手法を使って道路を整備するということでスタートして、説明させていただいたかなと思っております。やはり幹線ということで、非常に道路も広い、それから自衛隊から来るところと2丁目のぶつかる交差点部分がいびつな状況になっている。そして、2丁目通りは坂という部分もある。特にことしのように雪の多いときにあの交差点というのは非常に曲がりにくいという部分があって、それが今後2丁目通り、西2号通ということで、自衛隊前まで直線で行くことになれば、万が一ことしみたいに非常に雪の多いときには、あの広い道路はバス路線としてもメリットになるのかなということで事業を進めてよかったと思っております。

この事業につきましては、ベースになるのは社会資本交付金で進めてきております。社会資本交付金は、前政権の時代に地方にとっては使い勝手のいいということで進んできたのですが、現実としては非常に使い勝手が悪いというのが我々にとっての今の認識で、政権がかわればこういう売りのものは消えると思ったら相変わらずある。我々としては、この事業については常に社交金を要望してきています。ただ、どうしても配分という枠の中で配分される部分があります。これにつきましても昨年ですか、補正という形で、執行残だとか補正がついた段階で重点的にこちらに回してくれたという部分がございます。なかなか当初からは道と市との協議の中で、事業の推進については十分国や道も認識していただいている部分はありますけれども、当初については非常に厳しい。要は要望をいただいても内示の額が本当に2割とか、去年は、たしか2割だとかという非常に厳しいので、ことしに限っては少し実を持って進めたいというのが双方での協議の結果になりました。ただ今後については執行残、補正等についても滝川については重点的に目を向けていただけるという形で担当レベルといえますか、所管と道と国との協議の中で進めてきているということでありますので、今額が少ないから事業に対して軽く見ているというか、そういうものではございません。やはり所管としては、少なくとも今後内示が出て、それからさらにその辺の事業の進め方に対しては補正ということで対応を進め、議会の承認をいただきながら事業を進めていきたいと考えているところでございます。

井 上

私も東滝川でこの手法で団地をつくったのだが、換地評価というのが行われて、各11戸の家がそれぞれそこに道路ができることによって価値が上がる。下がることはないと思う。上がるということが前提。だから、そういう人方はこれを

すごく注視している。我々も説明があったときには、ずっと2丁目道路のほうに行く、総額的にちょっとこれも答えてほしいのだけれども、相当な金額で提示されて、カラーの図面も全部見させていただいて、そして滝川のためになるということで了解をしたわけだが、それが今後どうなるかわかりませんではこれは大きな問題になってきます。だから、そのあたりは総額と換地がきちっと評価されている形になるのかどうか伺う。

高瀬部長

地権者の皆様にそういう換地の部分については、こちらから絵を示した中で理解をいただいております。ですから、我々としても事業は本当に進めたい。ただ、どうしても予算の関係ございますので、この件については地権者の方には本当に親切丁寧にこれまでも説明をしてきたところでございまして、理解はいただいているかなと認識しているところでございます。具体的な数字というものが示せるかどうかはあれなのですけれども、担当のほうから相手様の方に対しては、説明はこれまでも十分させてきていただいているところでございます。

高橋主査

大変説明不足で申しわけございません。金額のほうにつきましては、計画上是あくまでも3億9,000万円ということになっております。それであと、実際に今年度、29年度まで、約1億2,600万円を工事で使っているということでご理解いただきたいと思います。

委員 長
関 藤

ほかに質疑ございますか。

359ページの給与等に要する経費の一般職ですが、438万円ということで、他の事業会計の一般職から見ると50万円ぐらい高い。特に扶養手当に関する部分、それから期末手当、勤勉手当、これを合算すると180万円強の金額になっているのですが、これも他の事業会計の一般職の給与から見るとかなり高くなっているのと、それから365ページの一般職の総括で超過勤務手当、これが前年比から見ると、倍とまではいきませんが、43万6,000円から76万円というぐあいにかかなりな高額な金額がふえているのですが、このあたりの説明をお願いします。

高橋主査

まず、給与等に要する経費ということで、こちらは係長職ということで給料の提示をさせていただいております。ご指摘のありました超過勤務手当が高いということですが、こちらのほうも当然財政課とも協議した上で決定している部分ではございますが、職員1名分を計上させていただいております。ただ、昨年度よりは確かに高いというご指摘はあるかとは思うのですけれども、私どもとしては土地区画整理事業、こちらの事務的な業務が結構多いものですから、その辺も含めてご相談した上で財政サイドと決めさせてもらったということでございます。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

それでは、質疑はないということで、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長

それでは、以上をもちまして議案第6号の質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたしますが、午後からの滝川市公営住宅事業特別会計予算を繰り上げしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、入れかえのため暫時休憩をいたします。

休 憩 10 : 56

再 開 11 : 00

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第3号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

委員長

議案第3号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計予算について説明を求めます。

山崎部次長

(議案第3号を説明する。)

伊藤課長

(議案第3号の詳細を説明する。)

委員長

説明が終わりました。

関 藤

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

237ページ、市営住宅等の維持管理に要する管理代行負担金1億1,344万円についてお尋ねいたします。多分これは2年目に入るのかなと思うのですが、どこかの会派で一般質問の中でもされていたのかなと思うのですが、なかなか遠くて使い勝手が悪いというような話を私も若干聞いたりもする。抽せんというのが4月と10月に行われている。例えばその抽せんだけでも役所でできないのかということが1点と、他市町村の状況等も若干調べてみましたら、抽せんの申し込み等とか、さらにその結果ですか、そういったのをはがきでやりとりしているような自治体もあるように聞いていますが、そのようなことを滝川市としてやれないのか。その場合に、例えば4月、10月に行う抽せん会を役所でやった場合、業務がふえた分どの程度予算計上が必要になってくるのか、またはがきでやりとりをした場合の予算の増減というのはどの程度あるのか。当然はがき代や何かはふえるのでしょうかけれども、業務委託に関してはその分は少し減ってくるのかなと思うのです。そこら辺の考え方を尋ねします。

鎌塚係長

現在、指定管理者制度を導入しまして、1年目を間もなく終えるところです。

4月と10月に開催しているのは、あき待ち登録という形で、年間を通して上半期と下半期で取り扱いを分けております。それで、それぞれの上期、下期の始まりについては、やはり登録を希望されているお住まいが遠方にある方とか近い方さまざまいますから、来た順番になると不公平感がありますので、待つ順番を決める抽せん会を4月と10月に行っています。日常的な登録は、事務所があいている時間帯はいつでも登録できます。それぞれ団地ごとに申し込んで登録した順番にするというような仕組みになっております。

事務所の場所の関係ですけれども、私の記憶ですが、過去に総務課から市役所の施設を使用した場合の質疑に対して答弁があったと記憶をしていますが、そういう要望があれば目的を検討した中で、総務課で施設の貸し出しについて協議して判断するという形になりますので、一概に公営住宅だけで民間企業に施設を貸す、貸さないという判断はできないと考えています。

事務所が変わって、事務作業が変わってということで、郵便関係のお話もあったかと思いますが、基本的に登録していただいて順番が来た場合、これは現在もそうなのですが、はがきで通知しておりますので、そういった郵便料については、当然積算の中に計上して代行負担金という形で設定しています。他市町村の情報、ご意見もいただきましたけれども、ほかの地域でやられているのは、実際入る方を決める抽せん会を多くやられていると思います。滝川市は、先ほどご説明しましたように申し込みをして順番を待つという仕組みで、取り扱い

委員長
館内

の手法が違うので、全てを登録していただいて、結果を報告するという人を動かさないではがきのみで実施するということは困難というよりかは、直接本人と面談して、さまざまな希望に沿った情報だとか市営住宅の取り扱いだとか、事前に面談でこちらからお伝えしたいこともありますし、聞き取りしたいこともありますので、きめ細かな対応をさせていただいているということで、窓口対応を重点的にやっているところで現状の対応を進めています。そういった意味では引き続きさまざまな希望の状況、情報も聞きながら、どういうところを希望して、どういうところを紹介したらいいのかというところも面談を通じて対応していきたいと思いますので、現状の取り扱いを進めていきたいという考え方を持っていますので、ご理解いただければと思います。

ほかに質疑ございますか。

2点ございます。歳出の1款1項1目の住宅使用料のことについてですが、空き室をいかに減らすかというのが公営住宅会計の30億円近い起債償還残高の中で適正な改修と修繕を続けていく財政的な安定化の鍵になるのではないかなと思うのですが、結構空き室も政策的にあけているところもあるのでしょうか、この間話を聞いたところによると、見晴の特公賃のほうで15室ある中で6室あいているという話も聞いております。ちょっとこれはあき過ぎなのかなと私は個人的には思ったのですが、もしこういう形であいている状態が続くと市営住宅の財政的な損になるのではないかなと私は思ったのですが、入居率が低い要因がどういう要因があるのかということと、あと今後拡大に向けてどのように取り組まれるのかをお尋ねしたい。

2点目は、239ページ、緑町団地建替第三期工事が2億2,800万円、また東町団地の第三期工事もほぼ同額。それで完成までの1戸当たりの建設費というものを

鎌塚係長

出していれば教えていただきたいと思います。市営住宅ともう一方、特定公共賃貸住宅、特公賃ということでお伝えさせていただきたいと思いますが、ご存じのとおり、市営住宅は生活困窮者ということで、所得上限を15万8,000円以下ということで、基本的にそのライン以下の方に提供しているというのが1つで、特定公共賃貸住宅については民間賃貸住宅を補完する目的のために当時建設されたものでありますので、生活困窮者というよりは通常の民間住宅のサポートというところで建設しているので、目的は違います。しかしながら、ご質疑のあったとおり、市営住宅事業を運営していく中では歳入としては1つで、ご質疑の中でありました今現在も特公賃につきましては、1棟15戸の管理戸数ですけれども、6戸あいております。やはり希望者がいないというのが現実的にあるのですが、当然今まで住んでいた方も所得が下がって、市営住宅に住みかえているという現状もこの間あります。

要因ということになりますと、これは市営住宅も同じような状況が言えるのかなと思いますが、滝の川の地区にさまざまな市営住宅があります。そちらの空き状況も増加している状況にあるので、そういった立地条件、そういうのもあるかと思っています。特公賃につきましては、今ほどご説明しましたとおり、民間の賃貸住宅を補完するということで、建設当時は民間の賃貸住宅が少なかったという背景があったと思います。ただ、建設以降直近まで滝川市内は特に民間住宅が多いのかなと、建設が進んで多いのかなという思いもあります。その一方、民間の住宅も空き家も目立ってきているという現状もあります。そういった意味では、なかなか当時の特公賃の建設目的である役割が薄らいでい

るのかなと考えているところではございます。引き続き当然ホームページなども活用しながら周知は図っているのですが、今後そういう住宅のPR活動については、ほかに手法がないか指定管理者ともお互い協議して打ち合わせしながら、より知っていただくという取り組みを進めていきたいと考えております。もう一点、建設事業の関係になりますが、緑町団地第三期工事につきましては2億2,800万円計上しております。東町団地につきましては、課長の説明にもありましたように2カ年事業になりますので、こちらは2カ年で30年度は3割分の予算計上となり、2億2,500万円です。

まず、緑町団地第三期工事の関係について戸当たり単価ということなので、お答えしたいと思いますが、緑町団地第三期につきましては2棟12戸の建設になっておりますので、単純計算ではございますが、12戸で割り返すと1,900万円となります。東町団地第三期工事、今ほどお話ししました30年度予算は30パーセント分ということになりますので、完成を想定したときの1戸当たりの単価といいますと、全体で事業費は7億5,000万円想定しております、1棟30戸となりますので、単純に割り返すと戸当たり2,500万円の単価になります。

委員長
井 上

ほかに質疑ございますか。

それでは、237ページ、今の民間委託という中での質疑があったのですが、非常に方向性としては大きな決断で、部長以下頑張っただけでやっていたというところで感謝申し上げたいのですけれども、ことしみたいな豪雪のときに除雪だとかその辺の関係について、委託者業者とどういうふうになっているのか、その状況についてまず1つ伺いをしておきます。

もう一つは、今館内委員からあったが、実は私は大きな意味で、この住宅だけではない。住宅政策というのは、滝川市のいろんな地域政策でもあり、教育政策でもある。だから、その辺の関連がうまくいっていないから、いろんな問題が起きる。江部乙にしても、東滝川にしてもそういうことに乗じて子供たちが少なくなるとか、それで東滝川のことを質疑するが、この間町内会長に聞いたら、東栄団地は物すごくあいているという。半分ぐらいあいているのでないかということ聞いたものだから、今の館内委員の質疑の答弁に一般的なアンサーがあるのだけれども、そうではなくて、具体的な質疑として東栄団地の空き室はどんな状態になっているのか。そして、空き室について今人気がないような答弁でした。そうしたら、人気があるようにするにはどうしたらいいかと、その辺は政策的なこと。だから、その辺についてどういうふうな考えを持っているのか。もう一つ、江部乙地区についてもどのような空き室状態になっているか。

鎌塚係長

まず、1点目、指定管理者制度の代行負担金の中に除雪の関係ということで、指定管理者での代行負担金の積算根拠を明示しているわけではございませんので、当然人件費、維持管理を含めて、総体として幾らということで、30年度に関しましては1億1,394万7,000円で積算していますので、ご質疑にあった除雪を何回だとかそういう状況について、何回の分を見込んでいますというような細かい回数や具体的な協定を結んでいるわけではございません。日常的に発生している部分についてはやっておく。当然年によって少ない、多いの差はございますし、修繕についても回数の増減がありますから、実際に日常的に管理する部分につきましては、この金額でやっていただきたいということで契約しています。

ただ、今回の状況について、江陵団地を初めそういう雪害の状況は発生しました。当然そういったところについては、不可抗力といいますか、想定し切れない部分があったので、施設にかかわる損傷を受けた部分については、市直営として対応しているという状況にございますので、その点についてはご説明しておきたいと思います。

空き家の状況について、現状の確認ということでしたが、直近2月末の状況で報告させていただきたいと思います。東栄団地につきましては、管理戸数43戸ございますが、そのうち19戸あいています。あわせて江部乙地区の新興団地、こちらは管理戸数28戸ありますが、空き家については13戸。江南団地は管理戸数108戸ございますが、空き家が36戸。最後に北辰団地は、管理戸数98戸に対しまして空き家が20戸となっておりますので、ご報告します。

伊藤課長

都市マスタープランにおける核ということで2つの核、江部乙、東滝川ということで挙げられております。それと、滝川市街地ということになりますけれども、現状で申し上げますと、今係長からお伝えしたようにあきは相当目立っているところです。長く住み続けておられた高齢者の方、この方たちが施設に入られたり、あるいは亡くなられたりということで退去されていって、それに対する補充が余り見られないという状況です。

ことし長寿命化計画を策定しました。その中で、各団地入居者の方にアンケートをとらせていただいております。東栄団地の方25世帯ほどに回答を寄せていただきました。東栄団地につきましては、これはまだ比較的新しい住戸で、住戸に対する満足度は、非常によかったという結果です。住宅周りの環境、これについても皆さん満足しておられる。ただし、どうしても長く今後も住み続けたくないという意見があったのは、通院、買い物、通学、通勤が不便であるというような状況で、今後とも余り住み続けたくないというようなアンケート結果になってございます。委員さんもおっしゃられたとおり、単に住宅政策では解決できる問題ではございません。いろいろな都市マスタープランにも上げております地域核、こういったものの振興というのもあわせて今後とも住宅施策についても検討してまいりたいと考えているところです。

井 上

これは言っておくだけでも、やっぱり今言った地域核というのが全部崩れてくるということ。だから、そういう中でこれからどうするかということが予算委員会なのです。だから、単純に鉛筆なめてやることではない。そういう観点で住宅政策というのをやらなかったらだめだし、私が言ったのは、そんなにあけておいていいのですかということをやったでしょう。江部乙なんかでもすごいでしょ。100戸近いのでないか。そういう中で、江部乙だって学校の統合の問題まで起きている。そういうことも含めて大きな問題。だから、これは考え方として、部長答弁していただきたいのだけれども、今あるものに対してどういう手だてをしたら入るかということも含めて答弁してください。

高瀬部長

確かに建物だけの問題ではないと思います。そういうことの観点からいっても、市としては今までもいろんな移住定住だとかを含めた中で、政策としていかに住んでもらえるかという部分があります。ただ、市内においては、先ほど課長が説明させていただいたように自然的に減ってきている部分もある。それでは、そこにあえて市内からそちらに住んでいくような要素があるかといえ、なかなかこれは現実厳しいと思います。そういう観点も含めまして、予算が限られた現実的な部分を含めて今回長寿命化計画の中にも、まずは順番として開西、

それから江部乙ということに向こう10年の中で、その中でも高齢の方、子育て世代、それから民間の人たちにもうまく土地を利用してもらうような、そのような計画を提案させていただいています。そういうことから、我々としてはただ単にそこに建てかえて、そこに住んでもらうのではなくて、そういういろいろな方面からのアイデアをもらえるようなことを考えた中で長寿命化計画を策定しております。まだ公にはしていないところでございますけれども、今後策定の段階では議会にも説明させていただくことになろうかと思います。そちらを見ていただければ、我々の今後における住宅施策、これは団地だけではなく一般住宅も取り込んだ中で住宅施策をどうするかというようなことも盛り込んで考えているところでございますので、今の段階ではなかなか具体的にはあれなのですけれども、そういう今井上委員が言われたようなことについては、かなり踏み込んで提案させていただいているところですので、ぜひ期待していただければと思うところです。

井 上

これは大事なところなので、話ししますけれども、本当に地域にとっては必須なこと。だから、その辺の認識がどうもないような気がする。教育的な政策も含めてトータルな政策をやってもらわなかったら、期待していただきたいと言うけれども、私はさっと見てみたが、結局場所的に機械的な延長計画。だから、そういう都市核というものを考えた上での計画でない。その都市核が崩れてしまうのです。だから、その辺のことも含めてやっていただきたい。

高瀬部長

先ほど来から我々も住宅だけではないという部分で、今回の計画策定においては民間の方も入っていただき、それから市内部でも建築だけではない部分でトータルで策定してきている経過がございます。我々としても今井上委員が言われたように3核、滝川、江部乙、東滝川、この都市マスで策定した核になる部分、これについては忘れてはおりません。こういうことを前提にした上で事業は進めてきているところです。ただ、やはりこれは事業を進める上では予算という制約がございます。特別会計という枠の中で進めていく上で、この順番ということでやってきております。そういう面でいえば、東滝川という団地だけで見れば、先ほど課長も説明しましたけれども、まだ年数的には新しい部分もがございます。そういうことからいえば、古いものから手をつけていくという順番の中で作業は進めていきますけれども、そこに根底にある基本的な考えに関しては、いかにコミュニティを大事につくっていくかという部分を前提に考えているところでございますので、今後そういうふうに進めていきたいと考えているところでございます。

井 上

これは市長の総括に残します。

委員長

どうのことを留保したいのか。

井 上

住宅政策。ほかのほうやって。

委員長

ほかに質疑ございますか。

水 口

市営住宅の指定管理、29年度1年目、そして30年度が2年目ということで、管理代行負担金に関しては、修繕分が減ったということでの説明でございましたけれども、29年度大きく指定管理という形で動いて、ふぐあいもしくは不都合な点があって、それをこういう形で変更して、30年度反映していきますというようなものがあればちょっとお示しをいただきたいと思います。

鎌塚係長

ただいまのご質疑にお答えします。

まず、1点、指定管理者の代行負担金は29年度から30年度で金額は減っていま

す。その減った大きな要因は、通常直営でやっていたときに毎年計画して計画修繕という個別修繕がありまして、その額が変わっている。日常的な維持管理費、そこは変動ございません。

ふぐあい、不都合はあるのかというご質疑もございました。管理上当然修繕ですとか委託、点検等々、これは直営でも指定管理でも同じですけども、その中でふぐあい、不都合を意識したことはございませんし、それが発生したということもございません。ただ、対応の仕方ですとか、当然直営でやっていた場合とこの間29年度から指定管理にした場合と使う業者も変わってきておりますので、その辺は29年度1年間終わった段階で精査した中で、どのような取り組みが行われてきたか、そういった検証を進めた中で次の2年目にどう生かせるかを含めて検証していきたいと考えておりますので、現状ご質疑にあった内容については、特段把握はしておりません。

委員長
山 本

ほかに質疑ございますか。

水口委員とも関連するのですが、指定管理の滝川ガスさんの関係です。今指定管理をやられていて、団地等に入っている住民の方々から、いろんな苦情が多分滝川ガスさんに直接言っている部分もあるのでしょうかけれども、市のほうにも直接来るといふ、そのトータルの件数的な部分は今までとは変わらないのかなという気がするのですが、その辺で何か特段変わった状況というのは生まれたのかどうかお聞きしたい。それとことしは特に雪の多い年だったので、例えば住んでいる住民の方々が絶対雪落としが不可能な屋根なんていうものもあります。そんな関係の対応や何かについてもその指定管理の中の業者の方にやっていただかないと、まさか2階建てのところに住民の方が上がって屋根の雪落としをするということにはならないと思うので、直接落ちてくれればいいのですが、ことしの場合は落ちないような状況も続いて、僕ら回ってみても非常に危険な状況のところが大分あったと思うのです。その辺の対応や何かことしうまくいったのかどうかお伺いしたいと思います。

鎌塚係長

2点ご質疑をいただきました。まず、1点目の苦情の関係でございますが、当然生活のある中で、入居者トラブル、人の関係のトラブルというのは直営時代も、また指定管理に入ってからもございます。あとは、駐車場の車両のとめ方だとか、そういった部分で、指定管理になったことによって苦情の質だったり、量だったりというところの変化はないと考えております。

雪の関係ですが、基本的に入居する際にも、入居した後も、住戸を提供している期間は入居者が管理をしていただくというのが条件で、またそれを納得していただいた中でその住戸に入るといふ判断をしていただいておりますので、まず入居した場合は特段管理側、これは直営のときは市、現在指定管理のときは滝川ガス、どちらかで対応するということは基本的にはございません。入居者、もしくは入居者の知人、知友人、親族、または業者発注、これは入居者のほうで対応していただくというのが基本となっております。ただ、今お話がありましたとおり2階建てですとか、これは中層住宅のベランダでもそうなのですが、最上階に住まわれている方もそうなのですが、雪庇のように巻いてくることがございます。基本的には窓からつつくこと、これは直営のときに私もあったのですが、できないので、お願いしたいと協力を求められたときにはそういう対応をしております。現状も対応は変わっておりません。重ねた答弁になりますけれども、基本的に入居者に住戸を提供している場合は入居者に管理していた

委員長
副委員長

だくというのが条件の中でお住まいになっていただいておりますので、そういうことでご理解いただければと思います。

ほかに質疑ございますか。

237ページ、市営住宅等の維持管理に要する管理代行負担金の関係ですが、まず29年度1年やって、今回の予算というのは、先ほど説明あったように修繕費が少し減ったというお話がありました。ただ、30年度の効果額というのはその修繕費だけでなく、あるいは人件費だとかいろいろあると思うのです。全体の効果額というのはどのぐらいになっているのか、まず伺いたいと思います。

それと、29年指定管理代行ということで、私も賛成させていただいた一人なのですが、そのときにお話があったのは、経済波及効果、あるいはサービスの向上があったと思うのですが、その辺はこの30年度に具体的なサービス、何かそういったものがあるのかを伺いたい。

2点目は、これは本会議でもありましたけれども、長寿命化計画の中に新町団地のオイルサーバーの話が出てきます。ところが、新町団地以外でもエレベーターのない4階、5階に住んでいる高齢者ひとり住まい、そういった方々もいらっしゃるわけです。それで、私が期待するのは、管理代行していただいている滝川ガスさん、あるいはそれ以外の民間の方でもいいのですけれども、そういった高層階にいらっしゃる高齢者の方への対策がこの30年度に何かあるのかどうなのかを伺いたいと思います。

鎌塚係長

ただいまのご質疑にお答えさせていただきます。

まず、修繕費、指定管理者代行負担金における効果額ということで、先ほど水口委員のご質疑の際にもお答えさせていただきましたが、修繕費の減少ではなくて、個別改修の計画修繕というものを毎年度想定しているのですが、例えば水道メーターを取りかえるだとか、灯油メーターを取りかえるだとか、非常用照明を取りかえるだとか個別に毎年計画しているものがありますので、これは直営時代からずっとあるのですが、それは毎年設計されているもので、29年度はその分が費用としては落ちる、そういった意味で負担額が落ちているというような中身が特徴的なところですよ。

効果額になりますが、基本的には過去の実績を算出して、指定管理者代行負担金を積算しておりますので、大きなところで言えば直営で職員数、人件費、そこはやはり大きな効果額、目に見える効果額として出る。それは1,000万円ぐらいあるのかなと思います。決算がこれからですので、具体的に細かなところはこれからになります。今後の決算委員会等々でご確認していただければと思うのですが、そういった意味ではそれ以上の効果は生めるものと当初から想定しておりますので、具体的な数字につきましては決算のほうでお伝えできればと思っています。

あわせて指定管理者制度を導入したときのお話で、経済効果ですとかサービス向上、もちろんそういうご説明もさせていただきましたし、実際29年度から制度を導入しまして、滝川ガスに指定管理者を受けていただいたところ、実際に職員の雇用、導入する際に私どもも説明させていただきましたが、雇用創出にもつながっているという現状も見えていますし、また指定管理、日常の管理以外の部分で自主事業ということも求めています。29年度においては、これは報道にも出ていたと思いますが、指定管理者を受けた滝川ガスの自主事業として、みずほ団地と開西団地、ここで野菜の販売を行って、盛会に終わっている。

これは今後も続けていくということで、直営でやっていたときよりもそういった意味では単に団地の管理以外のこともさまざまな向上につながっているものと考えています。団地の管理については時間外、また土日祝日の休日の対応も民間企業ですからさまざまな電気、建築、そういう資格を持っている方が社員にいます。そういった意味では、即時対応というのはかなりやられております。それもサービスの向上につながっているものと実感しております。

2点目の長寿命化計画に盛り込んだ新町団地以外もということで、階段タイプの人的サービスのなところですが、指定管理者代行負担金の中では当然含んでおりませんので、ここに対する対応がどうかということになるとなかなか所管ではどうするという判断はできないですが、そういう要望も現にあるということで、指定管理を受けていただいた滝川ガスで会社として判断できるか、また石油協会さんのほうでも何かそういう方策が今後生めないか、そういったところもこれからの連携の中で相談させていただければと思います。やはり市として対応できるのは、この間の答弁に重なるのですが、どうしても灯油の運搬を最重要な課題として生活の中に置かれているのであれば、即対応できるのはソフトの対応になりますので、滝川独自として住みかえも認めていますので、そういった相談を受けながら、今の課題をどうクリアしていくかというご相談は個別にさせていただければなと思っていますので、引き続きでき得る対応がないかということで、検討は進めていきたいと思っております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、それでは先ほどの井上委員の質疑の留保をもう一度ご説明願います。

井上

関係部署は、非常に一生懸命やっているといます。私も敬意を表するのですが、これは政策的な問題。東滝川でも小学校がなくなり、店舗がなくなり、いろいろそうなっている。江部乙でも同じことが起きているのです。だから、そういうことは担当課だけの判断ではできないのです。そういうことからいったら、住宅政策と都市核、マスタープラン、それがうまくマッチしていないから、こういうことが起きている。そして、長寿命化対策、これも地域政策でもあるのだから、その辺のことも含めて、市長の政策判断の問題だから、市長に聞かなかつたらだめ。要点としては、長寿命化対策と地域政策、それから公営住宅政策とマスタープラン、これに関しては市長に残します。

委員長

今井上委員のほうから留保をしたいということですが、いかがいたしますか。答弁できるものがあれば答弁でもいいのですが。

高瀬部長

質疑の趣旨は、我々としてもわかるのですけれども、予算としての留保案件ということにつながるのかというので我々は今戸惑っているところです。今まで私も留保の経験がいろいろありますけれども、そういう観点から見たときに、この委員会として予算上の留保の対象になるのかなということを疑問に思うところです。いかがなものでしょうか、委員長。

委員長

副委員長。

副委員長

私もこれは公営住宅の予算審議なので、今のは公営住宅以外の部分にわたっております。ですから、私は一般質問でやるべきではないかと思っております。

委員長

井上委員。

井上

そうしたら予算に反対すればいいということか。これは、つながっているので

す。

委員 長 ほかの委員でこの案件について何かご意見ございますか。

関 藤 井上委員のご質疑の趣旨とか問題視していることは、住宅問題に対する問題意識は私も非常に理解します。ただ、部長のご答弁の中で、今回のこの予算に関連づけて、住宅問題、予算が伴わなければ前に進まない部分もあるというようなご答弁もいただいて、そして部長もその住宅問題に対して江部乙、東滝川等々も含めて重要な課題としての意識は持っているという答弁もいただいたところで、市長にこれを留保して聞いても、多分部長のご答弁以上のものも以下のものの答弁もできないのではないかと思う。ですから、これは部長職のご答弁で十分だったのかなという意識を僕は持っているのですけれども、いかがなものでしょうか。

井 上 そういうことはいわゆる長寿命化対策で地域的な政策も含めてやるといったら、これは現に公営住宅建設費、これにかかわってくるから言っているのです。

委員 長 山本委員。

山 本 井上委員のおっしゃることは重々わかるのですけれども、予算に関連するということは、この住宅の今つけた予算がそういった地域政策にのっとっていないから、全体反対だというふうに聞こえるのです。今これは予算審査なので、そういうところがついていないからこれはだめだということで予算全体反対ということになってしまうと思う。そうではなくて今部長の言われるように、それも計画の中でやって、地域計画で政策はやるし、今三上副委員長の言われたように一般質問のほうが私はいいいと思うのですけれども、井上委員、どうでしょうか。

委員 長 ここで休憩をいたします。

休 憩 11 : 51

再 開 11 : 54

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今休憩中にお話しした井上委員の留保案件については、理解を得て、一般質問、あるいはほかの場で質疑するというので、この場においては留保なしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 以上で議案第3号の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は3月20日火曜日午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会 11 : 55